

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	29ページ	1(1)	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>監事の理事会への出席と議事録への署名</p> <p>過去3年の理事会への監事の出席状況を確認した結果、監事が出席していない理事会が1回、出席監事が議事録に押印していない理事会が3回あった。監事は理事会への出席義務があり、議事録への記名押印が必要である。(要約)</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項 理事会運営規則第12条第1項</p>			
講じた措置の内容	<p>理事会の開催にあたり、監事より監査を受けて、当日の出席を重視しなかったことは、職員の関係法令・当公社規則に対する理解不足から発生した問題であると考えられます。</p> <p>このため、職員の全体会議などの機会を捉え、理事会・評議員会など法令及び当公社の定款等に基づく重要な会議の開催はもちろん、日常の業務遂行にあたり、法令及び規則に基づき業務を遂行しているという職員の自覚を喚起し、関係法令等の定めを十分に理解して業務を行うよう徹底し、法令及び公社定款等の遵守に努めてまいります。</p> <p>なお、今後においては、監事の出席及び議事録への記名押印を徹底することとし、平成30年11月5日の臨時理事会より改善を図っております。</p> <p>また、平成30年12月より公益法人の実務全般に関する指導専門の「全国公益法人協会」に準会員登録いたしましたので、電話やFAXにより、協会の専門家への相談が可能な準会員無料の相談室を活用し、事務に疑問点がある場合は、積極的に法的根拠や他公社の事例等を確認して事務を進めてまいります。</p> <p>さらに、同協会では、公益法人の実務全般に関する各種セミナー等を全国各地で開催しておりますので、毎年計画的に職員研修として関係職員に受講させ、職員の専門的知識の向上に努めてまいります。</p> <p>※平成30年度参加セミナー 平成31年1月17・18日に開催された「第47回公益・一般法人新春特別セミナー」に総務企画係長出席。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	2 9 ページ 1 (2)		区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>理事会の決議事項</p> <p>毎年 5 月下旬の理事会において定時評議員会の開催に係る決議が行われているが、評議員会開催の場所及び議事内容が議事録に記載されていない。理事会議事録にもこれらを明記することが望ましい。(要約)</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 8 1 条第 1 項 定款第 4 0 条第 1 項 (1)</p>			
講じた措置の内容	<p>理事会及び評議員会の事務処理にあたり職員の関係法令や当公定款等に対する理解不足から発生した問題と考えます。今後は、理事会において定時評議員会の開催に係る決議についても、議事録に記載することとし、平成 3 0 年 1 1 月 5 日の臨時理事会の議事録より改善を図っております。</p> <p>理事会・評議員会議事録の作成にあたっては、関係法令や当公定款等を確認し、適正な議事録を作成するよう十分なチェックを行い、記載内容等について法令遵守に努めてまいります。</p> <p>また、平成 3 0 年 1 2 月より公益法人の実務全般に関する指導専門の「全国公益法人協会」に準会員登録いたしましたので、電話や F A X により、協会の専門家への相談が可能な準会員無料の相談室を活用し、事務に疑問点がある場合は、積極的に法的根拠や他公社の事例等を確認して事務を進めてまいります。</p> <p>さらに、同協会では、公益法人の実務全般に関する各種セミナー等を全国各地で開催しておりますので、毎年計画的に職員研修として関係職員に受講させ、職員の専門的知識の向上に努めてまいります。</p> <p>※平成 3 0 年度参加セミナー 平成 3 1 年 1 月 1 7 ・ 1 8 日に開催された「第 4 7 回公益・一般法人新春特別セミナー」に総務企画係長出席。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)	
報告書ページ	29 ページ	1 (3)	区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>役員候補者の適格性確認</p> <p>理事及び監事並びに評議員候補者の選任決議を行うに当たり、適格性を確認した上で役員の候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。(要約)</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条 定款第 16 条第 2 項、第 30 条 5～7 項</p>				
講じた措置の内容	<p>役員の選任決議を議題とする際には、役員候補者の適格条件を確認し、候補者を提案しておりましたが、議案書に適格条件を明記する必要性を認識していなかったため記載がもれたものです。</p> <p>このため、今後の役員改選にあたっては、関係法令や当公社定款等をよく確認し、関係法令等及び当公社定款等の定めを遵守し必要事項を記載することとし、令和元年 5 月 17 日の臨時評議員会より改善を図っております。</p> <p>また、平成 30 年 12 月より公益法人の実務全般に関する指導専門の「全国公益法人協会」に準会員登録いたしましたので、電話や F A X により、協会の専門家への相談が可能な準会員無料の相談室を活用し、事務に疑問点がある場合は、積極的に法的根拠や他会社の事例等を確認して事務を進めてまいります。</p> <p>さらに、同協会では、公益法人の実務全般に関する各種セミナー等を全国各地で開催しておりますので、毎年計画的に職員研修として関係職員に受講させ、職員の専門的知識の向上に努めてまいります。</p> <p>※平成 30 年度参加セミナー 平成 31 年 1 月 17・18 日に開催された「第 47 回公益・一般法人新春特別セミナー」に総務企画係長出席。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	3 0 ページ 2	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>中央市民プールの修繕費に係る指定管理料の精算処理</p> <p>指定管理料の年度末精算時に、中央市民プールの修繕費として計上されていた経費の一部に、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事が含まれていた。このような他の施設の修繕に係る予算の流用は厳に慎むべきであり、早急な改善が必要である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>当該工事は、十六沼公園のグラウンド使用のため必要不可欠な散水作業を行うために早急な対応が必要な修繕工事でしたが、年度末であったことから、十六沼公園の修繕料の予算が不足していたため、市担当の保健体育課（当時）と協議し、指定管理上は慎むべき支出行為ではありましたが、工事の緊急性を優先し、中央市民プールの修繕料から流用し、修繕工事を実施したものです。</p> <p>平成 3 1 年度からの指定管理におきましては、基本協定書の内容を遵守し、指定管理料における修繕料が不足した場合であっても、協定書を跨ぐ予算の流用等は厳に慎みます。また、1 件 5 0 万円以上の修繕については市（5 0 万円未満は指定管理者）が行うことを市、公社双方であらためて確認しました。</p> <p>今後におきましては、日常的に施設の点検を行う中で、修繕箇所を早期に発見し、予算の範囲内で補修対応することにより、修繕料を抑えるとともに、1 件 5 0 万円を超える大規模な修繕が必要な部分については、早急に市担当課へ報告し、緊急的な対応が必要となる不具合が極力発生しないよう意を用い、適切な施設管理を行ってまいります。</p> <p>市におきましては、年度末に予算が不足した状況で緊急的な修繕が必要になった場合についての対応に意を用いてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	3 1 ページ 3	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>会計システムの更新</p> <p>使用中のパッケージソフトウェアに係る保守契約の終了後、契約を更新していないが、不具合等に対応するために、会計システムの変更や保守契約の締結を行うべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>従来使用していたパッケージソフトウェアは、公社設立時から使用しているもので、平成 2 4 年 1 1 月からは保守契約を締結せず使用してまいりました。旧システムにおいては、システムから直接、支出何や振替伝票が出力されず、エクセルで作成した支出何・振替伝票で決裁を得た後に、手入力でシステムへ入力するという非効率的な運用となっておりました。</p> <p>このため、新たな会計パッケージソフトの導入の必要性は認識しておりましたが、今回のご指摘も踏まえ、新たな公益財団法人向け会計パッケージソフト及び給与計算用パッケージソフトを公社の自主財源により 1 2 月に契約し、平成 3 1 年度当初から運用を開始しております。</p> <p>運用に際しては、1 月からメーカーの講習や当公社予算科目の入力などを行い職員の習熟を図り、システムと別に伝票作成用にデータを入力する手間を省くため、システムから出力される様式を一部カスタマイズし、その他の様式も含め、定款を改正する議案を 2 月と 3 月に開催した理事会及び評議員会に提出し、承認を得ております。</p> <p>また、本契約につきましては、保守契約も含んでおりますので、今後の消費税率の改定や法人に関する法律の改正等に対するシステム上の対応や運用上の問題等に対してメーカーのサポートを得てのシステム改修が可能となっております。</p> <p>なお、システムの導入にあたり、公益法人会計への対応が必要となる市の外郭団体との共同購入・保守契約を行うことについては、検討課題が多くあることから、当公社単独での導入としたものであります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	3 2 ページ 1	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>会計処理の適時性と会計帳簿の作成</p> <p>会計処理入力に適時に行われておらず、決算時の会計処理の一部に会計システムに入力されていないものが見受けられるため、早急に改善すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>従来使用していたパッケージソフトウェアは、公社設立時から使用しているもので、平成 2 4 年 1 1 月からは保守契約を締結せず使用しておりました。旧システムにおいては、システムから直接、支出何や振替伝票が出力されず、エクセルで作成した支出何・振替伝票で決裁を得た後に、手入力でシステムへ入力するという非効率的な運用となっており、データ入力作業が二度手間となり、作業の負担が大きく、また、平成 3 0 年 3 月 3 1 日で事務局長兼スポーツ推進課長の退職、担当職員の異動、管理している施設の指定管理者終了に伴う指定管理者応募の準備など事務処理が重なり、システムへの入力が遅れたものです。</p> <p>こうした状況を改善するため、新たな公益財団法人向け会計パッケージソフト及び給与計算用パッケージソフトを公社の自主財源により 1 2 月に契約し、平成 3 1 年度当初から運用を開始しております。新たなシステムでは、直接システム端末にデータを入力すれば決裁用の支出負担何と振替伝票が作成可能であり、職員は入力作業が減り事務の負担軽減が図ることができ、決裁の時点で上司も入力の終了が確認でき、ミス削減にもつながるものと考えます。</p> <p>併せて、データ入力後は、システムより法定の会計帳簿類が出力可能となり、また、職員についても平成 3 1 年度新採用職員に簿記資格取得者を 2 名採用し、会計事務担当職員の充実を図っております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	3 2 ページ 2	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>定期預金（資産）の過大計上</p> <p>平成 3 0 年 3 月末日の貸借対照表において、定期預金残高の過大計上により、資産が 13,881 千円過大に計上されていた。年度末には銀行残高証明書を手入して、勘定残高と照合すべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>今回の誤りは、年度末における勘定残高と通帳や預金証書、銀行残高証明書等との突合を行わなかったことによるものであります。</p> <p>今後、このような誤りをなくすため、決算書類の作成時はもちろん、日頃より公認会計士から十分な指導を受け、事務内容を充分理解して事務を進めるとともに、経理事務の効率化を図り、複数でのチェック作業を容易にするため、市と協議のうえ、昨年 1 2 月より、新たな公益法人用会計システムを導入し、この 4 月から運用を開始しております。</p> <p>新たなシステムでは、直接システム端末にデータを入力すれば決裁用の支出負担何と振替伝票が作成可能であり、職員は入力作業が減り事務の負担軽減が図ることができ、決裁の時点で上司も入力の終了が確認できミスの削減につながるものと考えます。</p> <p>なお、指摘があつて以後、平成 3 0 年 1 1 月 5 日の臨時理事会、同年 1 1 月 1 5 日の臨時評議員会において、決算内容を修正するとともに、平成 3 0 年度の年度末の決算処理については、勘定残高と通帳、預金証書、銀行残高証明書との突合を行っており、担当者のみならず、役席者においても確認を行っております。また、職員体制については、平成 3 1 年度の新採用職員に簿記資格取得者を 2 名採用し、経理事務担当職員の充実を図っております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課 (公益財団法人福島市 スポーツ振興公社)
報告書ページ	3 4 ページ 3	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>未払金の二重計上</p> <p>平成 3 0 年 3 月末退職者の退職金が未払金と未払退職金に二重計上されており、負債が 13,881 千円過大に計上されていた。なお、この負債の過大計上は、定期預金の過大計上に対応するものである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>今回の誤りは、年度末における勘定残高と通帳や預金証書、銀行残高証明書等との突合を行わなかったことによるものであります。</p> <p>今後、このような誤りをなくすため、決算書類の作成時はもちろん、日頃より公認会計士から十分な指導を受け、事務内容を充分理解して事務を進めるとともに、経理事務の効率化を図り、複数でのチェック作業を容易にするため、市と協議のうえ、昨年 1 2 月より、新たな公益法人用会計システムを導入し、この 4 月から運用を開始しております。</p> <p>新たなシステムでは、直接システム端末にデータを入力すれば決裁用の支出負担何と振替伝票が作成可能であり、職員は入力作業が減り事務の負担軽減が図ることができ、決裁の時点で上司も入力の終了が確認でき、ミスの削減につながるものと考えます。</p> <p>なお、指摘があつて以後、理事会・評議員会において、決算内容を修正するとともに、平成 3 0 年度の年度末の決算処理については、勘定残高と通帳、預金証書、銀行残高証明書との突合を行っており、担当者のみならず、役席者においても確認を行っております。</p> <p>また、職員体制については、平成 3 1 年度の新採用職員に簿記資格取得者を 2 名採用し、経理事務担当職員の充実を図っております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	40ページ 1	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>中長期の経営計画及び資金計画の策定</p> <p>最大の収益物件であるMAXふくしまの将来の大規模修繕と資金収支を加味した中長期の収支見込に基づき、正式な中期経営計画及び資金計画を策定すべきである。また中長期の経営計画にもとづく資金計画により金利が高い借入金(2.5~1.35%)を優先的に繰り上げ返済することを検討すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>以前より内部資料で主に修繕計画を軸とした中長期の計画は作成していたが、変動事項が多い為、取締役会に正式には示していませんでした。</p> <p>今後は、必要な費用は再度見積もりを取り、中長期計画を作成し取締役会で承認を得ることとし、第119回取締役会で承認を得ました。なお、繰り上げ返済については中長期計画の中で、キャッシュフローの動きも鑑み、当面は繰り上げ返済しないこととしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	40ページ 2(1)	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>重要な出資に係る取締役会決議</p> <p>平成27年6月8日開催の取締役会議事録において、上町開発株式会社への出資の件が記載されている。ただし、これは決議事項ではなく、「2.その他」の事項としての報告事項の取り扱いとなっている。</p> <p>取締役会の規定上は決議事項とすべき対象となるか否かが明確ではないが、本件の出資額は1,500千円にとどまるが、出資比率は14%であることから、取締役会において決議事項とすることが望ましいと考える。</p>			
講じた措置の内容	<p>取締役会での報告のみで、決議を必要と考えていなかったため、報告事項として処理しました。今後は出資事項に関しては決議するようにします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まち づくりセンター)
報告書ページ	41ページ 2(2)	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>計算関係書類の取締役会及び株主総会での承認</p> <p>毎年5月に開催される取締役会議事録及び6月に開催される定時株主総会の議事録によると、毎回、計算関係書類として「純売上高内訳書、販売費及び一般管理費」の書類が承認されている。しかしながら、これらの書類は会社法に定める計算書類には該当しないため、取締役会及び株主総会での承認は不要である。なお、議案の参考書類として配布あるいは説明することは特に問題ない。</p>			
講じた措置の内容	<p>作成資料及び議事進行の流れでまとめて承認決議を得ていました。</p> <p>今後は参考資料として配布し、承認決議は行わないこととし、第119回取締役会ではそのような議事進行をおこないました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まち づくりセンター)
報告書ページ	41 ページ 2 (3)	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>役員候補者の取締役会での承認</p> <p>平成 28 年 5 月 30 日に開催された取締役会では株主総会の議案として取締役選任及び監査役選任に関する事項があり、平成 30 年 5 月 31 日に開催された取締役会では総会の議案として取締役選任に関する事項がある。しかし、いずれの取締役会においても、取締役や監査役の候補者を選任する決議がなされていない。会社法上の明文規定はないが、株主総会に議案を上程する前提として、取締役候補者または監査役候補者に関しては、取締役会での承認を得ることが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>取締役会での事前の承認決議が必要と考えていなかったため、株主総会での承認決議のみとしていました。</p> <p>今後は取締役会で決議することとし、第 119 回取締役会では資料を提示し承認を得ました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)															
報告書ページ	41ページ 3(1)		区分	意見															
意見の内容	<p>配当金の基準設定</p> <p>平成30年3月期以前の過去4年間で、配当金が以下の通り支払われている。株主への配当は当期純利益の10%程度を目処として実施していることだが、明確な基準はない。前述の中長期の計画を踏まえて、配当の基準または基本方針を定めて文書化することが望ましいと考える。</p> <table border="1" data-bbox="523 999 1283 1247"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>当期純利益(千円)</th> <th>配当金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年3月期</td> <td>22,777</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月期</td> <td>19,202</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年3月期</td> <td>15,368</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月期</td> <td>17,620</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>				年度	当期純利益(千円)	配当金(千円)	平成27年3月期	22,777	2,000	平成28年3月期	19,202	2,000	平成29年3月期	15,368	1,500	平成30年3月期	17,620	1,000
年度	当期純利益(千円)	配当金(千円)																	
平成27年3月期	22,777	2,000																	
平成28年3月期	19,202	2,000																	
平成29年3月期	15,368	1,500																	
平成30年3月期	17,620	1,000																	
検討内容	<p>配当の決定は業績を鑑み、取締役会で承認後、株主総会で決議していました。</p> <p>今後の文書化については、社長を含めた社内会議で議論し、司法書士等とも相談の上、近年は配当を実施していたが今後定常的な配当は困難な場合が発生すると判断し、その期の業績を勘案し取締役会での決定とすることとしました。</p> <p>なお、第24期の配当については、営業状況を鑑み、第119回取締役会にて無配の承認を得ました。</p>																		

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)								
報告書ページ	41 ページ 3 (2)	区 分		指摘								
			○	意見								
指摘等の内容	<p>株主優待制度の基準設定</p> <p>株主優待として毎年 1,005,000 円の加盟店共通お買物券を発行している。平成 30 年 3 月期を含む過去 3 期間のお買物券の発行実績を調査すると、持株数に応じて以下の通りとなっているが、その基準が明確ではない。また、福島市、商工会議所、金融機関についてはお買物券を発行しておらず、菓子折のみとしている。本来、会社法の株主平等の原則にたてば、株主に対する優待策は同一基準とするべきであり、その基準を明文化することが望ましい。</p> <p>次に、本件の実施に関しては「例年通り」として部長会で決定しているとのことだが、部長会は議事録が作成されないため、会社としての意思決定プロセスが明確でない。株主優待策という内容からすると、まず、その基準を文書化し、以後の運用・実施に関しては取締役会への報告事項とすることが望ましい。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保有株式数(株)</th> <th>お買物券発行額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>30~40</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>60以上</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>				保有株式数(株)	お買物券発行額(円)	20	30,000	30~40	45,000	60以上	60,000
保有株式数(株)	お買物券発行額(円)											
20	30,000											
30~40	45,000											
60以上	60,000											
講じた措置の内容	<p>株主優待については、規定が無かった為、社長等を含む社内会議で決定していました。</p> <p>今後は、取締役会で決議承認された株主優待規定を作成することとし、第 118 回取締役会にて承認を得ました。なお、株主に対する優待策は同一とするため、お買物券に統一としました。また今後は取締役会の報告事項で報告することとしました。</p>											

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	42ページ 4	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>決裁規程の遵守</p> <p>テナントの内装工事(3B工事)11,016,000円(税込)を実施するに当たり、稟議書承認により意思決定を図っているが、総務部長までの回覧・承認に留まっている。当社の決裁規程によれば、事務執行責任者の専決事項は100万円未満の契約なので、当該工事の契約は社長及び常務の承認が必要であるにも関わらず回覧されていない。決裁規程に基づき必要な承認手続を踏んだ上で取引を行うべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>事務的ミスで決裁が抜けている稟議がありました。</p> <p>今後は規程に基づき、稟議を行うことを徹底します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	42ページ 5	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>パソコンのセキュリティ管理</p> <p>当社の社員数は平成30年3月末で正社員が11名と少なく、パソコンは1人1台貸与されているとのことだが、利用者IDの設定はなくパスワードを設定しているのみとのことである。また、インターネットバンキング専用を使用している共用パソコンが1台あるが、パソコン立ち上げ用のパスワードが設定されていないとのことである。</p> <p>セキュリティレベルを上げるため、貸与PCそれぞれにIDを設定すべきである。特にインターネットバンキング用のパソコンは不正やハッキングなどのリスクが高いため、IDとパスワードの設定は必須であり、当該パソコンを使用できる者を限定すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>インターネットバンキングはそのソフトにパスワードが設定されていたので、設定していませんでした。</p> <p>指摘後、パソコンを変更し、パソコン自体にもパスワードを設置しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	42ページ 1	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>未収入金と売掛金の区分</p> <p>テナントが負担する内装工事（3B 工事）の代金について、テナントから收受する金額 11,016,000 円が平成 30 年 3 月期の売掛金残高として計上されている。しかし、これは売上計上に伴う金銭債権ではないため、売上債権である売掛金ではなく未収入金として計上することが適切である。</p>			
講じた措置の内容	<p>事務的ミスで勘定科目の間違いが発生しました。</p> <p>決算後であった為、税理士との協議の結果、指摘部分を遡って修正するのは困難と判断しました。</p> <p>今後は、指摘通りの会計処理をすることとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まち づくりセンター)
報告書ページ	42 ページ 2	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>割賦未払金の長短区分</p> <p>流動負債の未払金に計上されている MAX 福島の自動火災報知設備・非常用放送設備は、支払期間が 2018/3/20～2026/2/25 までの 96 回払いであり、平成 30 年 3 月期末時点の残支払回数は 95 回である。</p> <p>これは設備工事の割賦による支払であるため、固定負債に計上しているリース債務の一部と同様に、決算日から 1 年以内に支払予定の金額 5,267,592 円 (406,450 円×1.08×12 ヶ月) のみを流動負債に計上し、残りの金額 36,434,178 円 (406,450 円×1.08×83 ヶ月) については固定負債に計上することが適切である。</p>			
講じた措置の内容	<p>事務的ミスにより計上漏れが発生しました。</p> <p>指摘に基づき、第 2 4 期の決算より、1 年以内の支払予定の金額は流動負債に計上し、残りの金額は固定負債 (長期未払金) に計上しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に (要約) と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まち づくりセンター)
報告書ページ	43 ページ 3	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>未払費用の計上</p> <p>借入金の返済及び利息の支払は毎月末に行っている。しかし、平成 30 年 3 月 31 日は土曜日であり金融機関休業日のため、翌営業日の平成 30 年 4 月 2 日に借入金の返済及び利息の支払を行っている。</p> <p>このようなケースで未払計上を行わない場合は、支払が翌期にずれ込んだ平成 30 年 3 月期決算での支払利息は 11 ヶ月分の計上にとどまり、翌年度、すなわち平成 31 年 3 月期決算では 13 ヶ月分の支払利息が計上される。このため、決算数値の期間比較可能性確保のために、発生主義に基づいて決算期末において 1 ヶ月分の支払利息 482,703 円を未払計上すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>事務的ミスで計上漏れが発生しました。</p> <p>決算後であったため、税理士と協議の結果、指摘部分を遡って修正するのは困難と判断しました。</p> <p>今後は指摘通りの会計処理をすることとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まち づくりセンター)
報告書ページ	43 ページ 4	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>賞与引当金の計上</p> <p>現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末の 3 月までに既に支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。当社の給与規程によると、前年 12 月から当年 5 月までの賞与が 6 月に支払われるため、3 月決算では 4 ヶ月分の支給対象期間が経過している。</p> <p>したがって、平成 30 年夏季賞与 3,954,500 円に 15% の社会保険料相当額を加えた金額の 4/6 の 3,032 千円が、平成 30 年 3 月期末において引当計上すべき金額となる。</p>			
講じた措置の内容	<p>引き当てる認識がありませんでした。</p> <p>今後は賞与引当金を計上することとし、第 24 期決算より実施しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	43ページ 5	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>修繕引当金の計上方法</p> <p>賃貸ビルの大規模修繕に対する修繕引当金の計上は一般的ではなく、平成30年3月期までの修繕引当金に係る会計処理は適切ではない。ただし当社の事業実態からすると、大規模修繕に備えて每期一定額の引当計上を行うことは、会社の経営実態をより適切に示すことにつながり、有益な会計情報となり得るため、引当金の会計処理を見直すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>計上金額については、当初の計画の中で概ね建築年数が20年～25年目にかかる計画的な修繕費を目途に、会社経営リスクをより適切に示す為に計上していました。今後は建物を維持するための修繕費を中長期計画の中で再度精査することとしました。この際計上する金額は「機能等を向上させ資産価値を高める修繕でないもの」「経年劣化等当期以前に原因があるもの」「修繕の発生が高いもの」「金額を合理的に見積もることができる」の4点に該当するものとしました。その結果、2019年～2021年では、最低1億1千万円の設備の修繕が必要であり、今後発生するが外的環境で大きく劣化度合いが変化し正確な見積書の発行が困難な建物外壁・躯体の修繕も建設業者からの一般的な金額をヒアリング（面積等から計算）した屋上防水5千万円、外壁1億円～1.5億円という金額を合わせると合計3.1億円が建物を維持していく修繕を実施する上で必要であることとなりました。この修繕額を目途に一定金額を修繕引当金として計上することを確認しました。その金額は利益操作と誤解を受けないように、中長期計画の中で計上できる現実的な金額を決め、原則一定額の引当計上を行うこととしました。なお、設備の劣化具合や営業しながらの工事となることをも考慮しながら、適時工事を実施していきます。</p> <p>なお、第119回の取締役会にて工事時期や引当金を盛り込んだ中長期計画書の承認を得ました。</p> <p>また、平成30年度においては引当対象の工事が発生し、引当金を一部取り崩しました。今後も建物の引当対象とする工事内容を分かりやすく開示し、建物を維持する修繕を実施できなくなるような運営に努めます。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (株式会社福島まちづくりセンター)
報告書ページ	45ページ 1		区分	意見
意見の内容	<p>ももりんポイントカードの有効期限</p> <p>ももりんカードのポイントには有効期限がなく、未回収のポイントは金額換算で113,980千円に達しているが、滞留ポイントが多数であると推定される。新規に発行するカードのポイントには有効期限を設けることが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>弊社のポイントカードは設立当初に全国で実施されている商店街共通のポイントカードの方式を導入(千歳烏山方式)して事業を開始しました。当時はそのシステムがポイントの有効期限がない方が市民にも受け入れやすく、個店支援にもつながるという考えであった為、弊社のポイントカードも有効期限無しで実施しています。指摘後、現在の機械はカードにそもそも期限をつける機能がないため、期限をつけられるリライト式機械とリライト式カードを業者に見積依頼したところ機械1台15万円程度、カードは1枚280円程度という回答を得ました。そして、基本的な構成として機械を180台、カード4万枚作成するだけで38,000千円程度かかってしまうことが分かりました。また、社長を含めた社内会議では、「他のカードとの競争が益々激しくなる中、有効期限を設けることは加盟店や利用者から相当な反発が予想され、本来の顧客を増やすという個店支援の趣旨からずれる可能性がある」という見解になりました。よって、経費面と目的面から検討して、今のタイミングでは期限をつけることはしないこととしました。しかしながら、今後、期限も含めたカードシステムのリニューアルについては研究していくこととしました。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	5 0 ページ 3 (1)	区 分	○	指摘
指摘等の内容	<p>取締役会の開催頻度</p> <p>取締役会が開催されるのは、通常は年 2 回、11 月と 5 月である。しかし、会社法では 3 カ月に 1 回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない（会社法第 363 条第 2 項）。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の取締役会に係る会社法の改正規定への認識不足が原因だったと考えられます。</p> <p>ご指摘を受け、平成 3 0 年度は、来期の事業計画及び予算の検討をするために、平成 3 1 年 3 月に取締役会を開催しております。</p> <p>今後は、法令に準拠した取締役会の運営を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	5 0 ページ 3 (2)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>監査役取締役会への出席</p> <p>当社は監査役を設置しているため、現行会社法では監査役は取締役会への出席義務がある。しかし、年 2 回の取締役会の議事録によると監査役は取締役会に出席していない。監査役は取締役会への出席義務を果たすべきである（会社法第 383 条）。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社取締役会の議事録に監査役が記載されていなかったため、監査役が出席していないと指摘されたものでありますが、当社が会社法を詳しく理解していなかったことが原因だと考えられます。</p> <p>監査役も取締役会に出席していたものの、議事録に記載されていなかったものです。以後、議事録に監査役も記載しております。</p> <p>今後は、法令に準拠し、正確な議事録の記載を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	50 ページ 3 (3)	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認</p> <p>毎年 5 月下旬に開催される取締役会において、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）の承認が決議事項とされている。しかし、取締役会議事録の記載によると、議決の対象としている計算書類にはその附属明細書が含まれていない。また、事業報告が報告事項とされているが、事業報告はその附属明細書とともに取締役会の承認事項である。取締役会の承認事項とされている事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が承認されておらず、会社法の規定に従っていない（会社法第 436 条第 3 項）。</p> <p>取締役会での承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にもそれらの書類が承認された旨を明記すべきである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない（会社法第 438 条）。</p>			
講じた措置の内容	<p>会社法を詳しく理解しておらず、計算書類及び事業報告の附属明細書を別に保管していたことが原因だと考えられます。</p> <p>令和元年 6 月の取締役会において、承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書を議案に明示して承認を求め、議事録にもそれらの書類が承認された旨明記しました。</p> <p>今後は、法令に準拠し、適正な取締役会の運営を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	51ページ 4	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>個人情報保護規程の整備</p> <p>会社規程の整備状況を確認したところ、個人情報保護に係る規程が整備されていない。当社の業務活動の中では、給与計算や業務委託者への報酬支払などでマイナンバーを使用することがあるため、早急に個人情報保護規程を整備すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>個人情報保護法が改正されたことに伴い、事業者ごとに個人情報保護規程を策定すべきことへの認識不足が原因だと考えられます。</p> <p>平成31年1月4日付けで当社の個人情報保護規程を策定しております。</p> <p>なお、当社の取締役会において、当該規程の策定について報告済です。今後は、関係法令の改正等の情報収集に努め対処します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	51ページ 1	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>公印管理規程の運用状況</p> <p>法人代表印及び銀行届出印が鍵のついていない箱に保管され、執務時間外にも金庫には保管されていないとのことである。当社の公印管理規程第10条によれば、施錠された箱に入れた上で、執務時間外は金庫に保管する必要がある。</p> <p>また、同規程第9条によれば公印を使用する都度公印管理使用簿に記入することとされているが、実際には公印管理使用簿が作成されていなかった。公印の適切な管理と責任の明確化のため、公印使用簿を作成し、記録を行うべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の公印管理規程を適正に厳守していなかったことが原因だと考えられます。しかし、重要な社判を粗暴に扱っておらず、その都度、確認の上使用しておりました。</p> <p>平成30年10月から公印管理使用簿を記載し、管理しております。</p> <p>今後は、当社公印管理規程に準拠し、適正な公印管理を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	51ページ 2	区分	○	指摘
指摘等の内容	<p>入館料収入の記帳時期</p> <p>入館料は窓口での現金収入だが、会計帳簿（現金出納帳）には当該現金収入を普通預金に預け入れた時点で記帳している。入館料は当社管理の会計帳簿（現金出納帳）と別の出納帳を作成して入金時に記帳しているが、会計帳簿には記帳されていない。</p> <p>このため、銀行に預け入れるまでの期間（2～3営業日）は入館料収入が会計帳簿に記帳されていない。施設内で保有する全ての現金を会計帳簿で管理するため、今後は当社管理の会計帳簿（現金出納帳）に日々入館料収入を一緒に記帳し、現金入金の都度、収入計上すべきである</p>			
講じた措置の内容	<p>現金収入の管理の事務を前例踏襲で行っていたことが原因だと考えられます。</p> <p>平成31年4月から当社管理の会計帳簿（現金出納帳）に日々入館料を記帳しております。</p> <p>今後は、事務の流れを敏感に察知し、事務手続の見直しを図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	51ページ	3	区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>総勘定元帳の記載事項</p> <p>当社の総勘定元帳には相手勘定科目を記載する欄が設定されていない。このため、総勘定元帳の記録から取引内容を確認することができず、振替伝票まで遡及して確認する必要がある。この結果、仕分け内容の事後チェック、取引内容の確認、誤謬の訂正などの事務作業が非効率であり、総勘定元帳が本来の役割を十分に果たしていない。</p> <p>事務の効率化と不正・誤謬リスクへの対応のために、総勘定元帳には相手勘定科目の記載欄を設定し、複式簿記による記帳の有用性を最大限に活用することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の総勘定元帳の記載事務を前例踏襲で行っていたことが原因だと考えられます。</p> <p>平成31年4月から、事務の効率化と不正・誤謬リスクに対応するため、当社の総勘定元帳に相手方勘定科目の記載欄を設定しました。</p> <p>今後は、事務の流れを敏感に察知し、事務手続の見直しを図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)	
報告書ページ	5 2 ページ 4		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>銀行残高証明書の入手</p> <p>現状では、期末の決算確定業務において銀行残高証明書が入手されていない。決算確定にあたっては、預金残高の正確性や会計処理の誤りを避けるため、期末日時点での残高証明書を必ず入手し、各預金残高との一致を確認すべきである。</p>				
講じた措置の内容	<p>決算に当たっては、預金通帳をもとに年度末残高を確定していました。</p> <p>平成 3 0 年度決算にあたっては、銀行残高証明書を改めて期末日時点で入手し、各預金残高との一致を確認いたしました。</p> <p>今後は、銀行残高証明書の入手日には十分注意して、対応してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)																	
報告書ページ	5 2 ページ 5	区 分	○	指摘																	
指摘等の内容	<p>普通預金の入出金取引の会計処理</p> <p>決算日後に行われた普通預金の入出金取引の一部が、決算月内(3 月中)の取引として経理処理されていた。普通預金の入出金については期末日までの取引のみを記帳すべきである。</p> <p>一方、期末月に帰属する取引であっても期末日以降の入出金となる取引は、未収入金や未払金といった勘定科目で経理処理した上で決算を確定する必要がある。また、前述の通り、期末日時点での銀行残高証明書を入手し、預金勘定との一致を確認すべきである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実際の入出金日</th> <th>取引内容</th> <th>金 額</th> <th>修 正 仕 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018/4/3</td> <td>3/30-3/31 入館料預入</td> <td>37,000 円</td> <td>現金／普通預金 37,000 円</td> </tr> <tr> <td>2018/4/2</td> <td>NTT 電話料</td> <td>2,592 円</td> <td>普通預金／未払金 2,592 円</td> </tr> <tr> <td>2018/4/2</td> <td>社会保険料 3 月分</td> <td>224,301 円</td> <td>普通預金／未払金 224,301 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の取引が全て 3 月の入出金として記帳されていたため、平成 29 年度末の貸借対照表は、普通預金が 189,893 円過少、現金残高が 37,000 円過少、未払金残高が 226,893 円過少となっている。</p>					実際の入出金日	取引内容	金 額	修 正 仕 訳	2018/4/3	3/30-3/31 入館料預入	37,000 円	現金／普通預金 37,000 円	2018/4/2	NTT 電話料	2,592 円	普通預金／未払金 2,592 円	2018/4/2	社会保険料 3 月分	224,301 円	普通預金／未払金 224,301 円
実際の入出金日	取引内容	金 額	修 正 仕 訳																		
2018/4/3	3/30-3/31 入館料預入	37,000 円	現金／普通預金 37,000 円																		
2018/4/2	NTT 電話料	2,592 円	普通預金／未払金 2,592 円																		
2018/4/2	社会保険料 3 月分	224,301 円	普通預金／未払金 224,301 円																		
講じた措置の内容	<p>決算を確定するに当たって、決算日後に行われた入出金取引を 3 月中の取引と誤って記帳したことが原因だと考えられます。</p> <p>決算日後に行われた入出金取引については、未収金及び未払金として処理いたしました。</p> <p>今後は、事務の流れを敏感に察知し、事務手続の見直しを図ってまいります。</p>																				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	52ページ 6	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>大量購入した商品包装用紙の棚卸</p> <p>平成29年12月に商品販売時の包装紙5,500枚を225,180円で購入しており、当該包装紙は往査日(平成30年9月13日)時点で大半が未使用で残っている。包装紙は倉庫内に点在しており、全てをカウントできていない状態だが、監査人が目視した限りでは2,700枚が未使用である。適正な決算報告及び棚卸資産の現物管理のために、購入した消耗品が未使用の場合には、期末日時点での棚卸数量を報告し、貯蔵品に計上することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>商品包装用紙については、物産館費用の消耗品と考え、棚卸資産に計上する認識がなかったことが原因だと考えられます。</p> <p>未使用包装紙4,500枚、166,000円を棚卸資産として計上しました。</p> <p>今後は、期末日時点で厳正な棚卸を実施し、棚卸資産(貯蔵品)の見直しを図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	52ページ 7	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>適切な勘定科目の選択</p> <p>包装消耗品費の支出内容について確認したところ、券売機や食洗機・厨房機器のリース料や電気料が主な内容である。決算状況を適正に判断するために、計算書類の作成に当たっては「リース料」や「光熱水道費」等、取引の内容を適切に示す勘定科目を使用することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の総勘定元帳の記載事務を前例踏襲で行っていたことが原因だと考えられます。</p> <p>平成31年4月から、当社の総勘定元帳の勘定科目を「リース料」や「光熱水道費」等取引の内容に合わせた勘定科目に変更しております。</p> <p>今後は、事務の流れを敏感に察知し、事務手続の見直しを図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	5 3 ページ 8	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>未収入金及び未払金の期首の洗替処理</p> <p>期首仕訳で未収入金及び未払金残高の洗替処理がされているため、未収入金及び未払金残高は、年度開始の時点でゼロとなっている。このため、実際の未収入金及び未払金残高が会計帳簿上管理されていない。</p> <p>往査日(平成 30 年 9 月 13 日)現在では未払債務残高が 5,961 円あるが、会計帳簿には計上されていない。不正・誤謬のリスクを軽減するとともに、資金管理を効率的に行うために、未収入金や未払金の残高は洗替処理せずに、入金や支払の都度、消込を行うことが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の総勘定元帳の記載事務を前例踏襲で行っていたことが原因だと考えられます。</p> <p>平成 3 1 年 4 月から、当社の総勘定元帳の記載は、未収入金や未払金の残高を洗替処理せずに、入金や支払の都度、消込を行っております。</p> <p>なお、未払債務残高 5,961 円については、平成 3 0 年 9 月 2 9 日入金処理済です。</p> <p>今後は、堅確な事務処理に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (株式会社飯野町振興公社)
報告書ページ	5 3 ページ 9	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>固定資産の実査</p> <p>当社は固定資産台帳を作成しているが、固定資産の現物実査は行っていないとのことである。適切な固定資産管理のために、少なくとも年に 1 度は固定資産の実査（現物確認）を行うことが望ましい。</p> <p>また、監査人が実査を試みた固定資産のうち、平成 7 年 6 月取得のソフトクリームフリーザー 13 個（帳簿価額 15 円）は、現在実物が無いとのことであり、このような資産は除却処理すべきである。なお、固定資産の現物実査を行うためには、固定資産の登録名称は場所等が特定できるように記載することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳を作成しているものの、少なくとも年に 1 度の現物確認を行いながら固定資産管理をするという鋭敏な感覚が欠如していたことが原因だと考えられます。</p> <p>平成 3 1 年 3 月期に、ブラッシング（帳簿価額 1 円）及びソフトクリームフリーザー（帳簿価額 1 5 円）を固定資産除却損として計上し処理しました。</p> <p>今後は、毎年、固定資産の現物実査を行い、適切な固定資産管理の徹底を図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	58 ページ 1 (1)	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>役員候補者の適格性確認</p> <p>理事及び評議員候補者の適格性確認に関して、議案書には「役職・氏名・生年月日・住所・略歴」の記載があるが、理事及び評議員の適格条件に合致しているかの明記がなく、適格条件を満たしていることに関する検討が行われたかが判明しない。適格性を確認した上で候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条、定款第 11 条、第 25 条)</p>			
講じた措置の内容	<p>役員等の適格性においては、事前に履歴書で確認し、議案書等には記載せず審議を行っていましたが、今後は議案書に明確に記載し提案をおこなっていきます。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	58 ページ 1 (2)	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>基本財産の組入に関する決議の方法</p> <p>平成 30 年 1 月 12 日に開催された平成 29 年度第 3 回理事会の第 8 号議案において、一般正味財産のうち 126 百万円を基本財産に組入れる議案が承認されている。しかし、基本財産は定款の定めに基づいて設定されるものであるため、組入額変更には定款の改正が必要である。当該基本財産の組入に係る定款変更は、平成 30 年 1 月 30 日開催の平成 29 年度第 3 回評議員会で決議されているため、1 月 12 日の時点では未だ定款変更が行われていない。</p> <p>理事会での基本財産の組入決議は定款変更後に行うべきである。日程調整の関係等から理事会承認が先行する場合は、評議員会での定款変更がなされることを停止条件として決議する必要があると考える。(定款第 5 条第 1 項)</p>			
講じた措置の内容	<p>理事会での決議後、評議員会で定款変更の承認をいただき基本財産の組入を行ったため、評議員会の定款変更の決議を待たずして、基本財産の組入れが理事会の決議により決定してしまう流れとなっていました。</p> <p>開催日程の都合上、評議員会と理事会の開催が前後することが今後も考えられます。その場合は、理事会の決議が評議員会の決議を得られれば有効となるよう、条件付きでの決議とすることで対応していきます。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	59ページ 2	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>預金及び前受金の過大計上と残高証明書の入手</p> <p>往査当日に決算時の3月末の預金残高について銀行からの残高証明書と突合した結果、普通預金の1口座で不一致が生じていた。内容を確認したところ、3月7日の賛助会費の入金時に、入金額560,000円のところを誤って600,000円として仕訳処理したことにより、平成30年3月末の現金預金及び前受金が、それぞれ40,000円過大に計上されていたものである。</p> <p>担当者の説明によると、3月末決算時の通帳残高と元帳残高の照合・確認が漏れており、残高証明書の発行日も平成30年5月10日と決算の締日に近かったことが、確認が漏れた原因となっている。当法人の説明では、残高証明書を入手して不一致が判明したのが定時評議員会での決算承認終了後であったため、修正処理が次年度にずれ込んだとのことである。</p> <p>現金や預金などの資金に関しては、不正や誤謬の発生リスクが非常に高いため、勘定残高と現金残高や通帳残高の確認を随時行うべきである。特に決算時の預金残高については、通帳残高の確認とともに遅滞なく銀行から残高証明書を入手し、残高を照合することを徹底すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>賛助会費の引き落とし金額の会計処理と実際引落ができた金額に相違があり預金の帳簿残高と通帳残高に差が生じてしまいました。銀行残高証明書の入手日が5月10日と遅かったことも確認が漏れた原因となっています。平成30年度決算から遅滞なく銀行残高証明書を入手し残高を照合しています。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	59ページ 3	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>還付消費税の未収計上額</p> <p>平成29年度の当法人の消費税申告書によると、還付額が12,925,200円である。しかし、当法人の帳簿上では施設毎（部門別）に消費税を算定しており、一部施設では未払金として消費税が計上されている。この結果、法人の貸借対照表では、消費税に係る部門別の未収金と未払金とが両建処理されている（未収金：13,136,338円、未払金：211,138円）。しかしながら、法人の決算書における貸借対照表では、部門別の未収未払を相殺して、還付金額12,925,200円を未収計上することが適切である。</p>			
講じた措置の内容	<p>各施設、事業単位での消費税の負担額を決め、それぞれに中間申告に対する未払、未収を計上していました。そのため、未払金、未収金が本来の表示額より若干多めに表示されることとなりました。今後は、未払金と未収金を相殺して金額表示を行います。（平成30年度決算より実施済み）</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	59ページ 4	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>前払金と前払費用の区分</p> <p>平成30年3月末に前払金として計上されている2,562,570円は、全額平成30年度に係る保険料（施設賠償保険）である。前払金として計上すべきものは、役務提供や物品の引き渡しが行われる以前に支払った代金の前払等であるため、保険料のように、一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける性格のものは、未だ提供されていない役務への対価であり、前払費用に計上することが適切である。</p>			
講じた措置の内容	<p>公益財団法人会計基準で示されている科目に、前払金しかなかったため、特に契約による継続性がある前払費用とそれ以外の前払金の区分けした表示を行っていませんでしたが、明確に分けるため前払費用を新設し、平成30年度決算から貸借対照表に区分けして表示しています。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	60ページ 5	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>賞与引当金の計上</p> <p>当法人は賞与引当金を計上していないが、給与規定において夏季賞与の支給対象期間は12月2日～6月1日となっていることから、発生主義に基づき決算期末である3月末において4ヶ月相当を賞与引当金として計上すべきである。</p> <p>平成30年6月の夏季賞与の金額に基づき、3月末までに対応する金額を算定したところ、期末において21,150千円（社会保険料に係る法定福利費含む）の賞与引当金の計上が必要である。</p>			
講じた措置の内容	<p>翌年度6月に費用化され支払われるものであったため、夏の期末勤勉手当の債務分（12/2～3/31の対象分）を当該年度で費用処理（負債認識）をおこなっていませんでしたが、平成30年度期末に、賞与引当金を新設して、決算で債務を認識できるよう改善しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	60 ページ 6	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>退職給付引当金の計上不足</p> <p>退職給付引当金は、簡便法により期末の自己都合要支給額をもって負債に計上している。</p> <p>平成 30 年 3 月末の退職給付引当金計算について、退職金規程との整合性を確認した結果、調整額の計算に関して改定前の退職金規程の数値で計算されていた。この結果、期末の退職給付引当金残高は 5,025,000 円引当計上不足となっている。</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 29 年度期末の退職金の期末要支給額（自己都合退職金）までを計算する際、調整額を含めずに計算してしまい退職給付引当資産への積立額が不足しました。不足分を平成 30 年度期末時点で積増しを行い現時点での積み立て不足分はありません。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	63ページ 1(3)	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認</p> <p>毎年6月初旬に開催される取締役会において、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）の承認が決議事項とされている。しかし、取締役会議事録の記載によると、議決の対象としている計算書類にはその附属明細書が含まれていない。また、事業報告が報告事項とされているが、事業報告はその附属明細書とともに取締役会の承認事項である。取締役会の承認事項とされている事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が承認されておらず、会社法の規定に従っていない。（会社法第436条第3項）。</p> <p>取締役会での承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にもそれらの書類が承認された旨を明記すべである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない（会社法第438条）。</p>			
講じた措置の内容	<p>これまで株主総会に提案される議案をそのまま取締役会で審議してきた経過がありました。</p> <p>令和元年6月の取締役会より承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書も議案に明示して承認を得ると共に、議事録にもそれらの書類が承認された旨を明記しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	64 ページ 1 (4)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>監査役の監査報告書</p> <p>前述した事業報告、計算書類並びにそれらの附属明細書は、すべて監査役の監査対象であり、監査役監査を受けた後に取締役会で承認を得る必要がある（会社法第 436 条第 3 項）。しかし、当社の監査役の監査報告書に記載された監査対象項目には、事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書が含まれていないため、現状は会社法の規定に従っていない（会社法第 436 条第 1 項）。</p> <p>また、監査役の監査報告書の日付は 5 月下旬であり、6 月初旬の取締役会前には監査が完了しているため、会社法の規定からすれば、決算時の取締役会においては監査役による監査結果の報告を受けた上で、取締役会承認を得ることが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年 5 月の監査より事業報告、計算書類並びにそれらの附属明細書はすべて監査対象とし、その後の取締役会で承認を得ました。</p> <p>今後も会社法の規定に則り、監査報告書の作成をして参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	64 ページ 1 (5)	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>臨時株主総会の招集に係る取締役会承認</p> <p>平成 29 年 9 月 7 日に定款の一部変更を議案とする臨時株主総会が開催されているが、この総会の招集に係る事項を決議した取締役会の議事録がない。株主総会の招集は取締役会での決議に基づくことが必要であるため、会社法の規定に従っていない。書面決議でもよいが、取締役の承認を得るべきである（会社法第 298 条第 1 項、定款第 18 条第 1 項）。</p>			
講じた措置の内容	<p>臨時株主総会と取締役会の参集メンバーがほぼ同じなため、取締役会を省略してしまったと思われませんが、今後は会社法の規定に則り、取締役会の承認を得たうえで、臨時株主総会を開催します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	64 ページ 1 (6)	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>重要な投資に係る取締役会承認</p> <p>平成 27 年 5 月に取得した福島県民債 20,000,000 円への投資について、購入時において取締役会に付議した記録がなく、当時の社長の方針に基づいて購入したものとのことである。県民債への投資は総資産の約 20%に相当する重要な金額の投資であるため、今後、このような投資を行う場合には、取締役会の承認決議を得た上で取得することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の取締役規程に則り、重要な事項に関しては取締役会で承認を得てから後に対応することとします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)	
報告書ページ	65ページ 3	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>決算の官報公告</p> <p>定款の第4条で会社の公告は官報に掲載するものとしているが、質問の結果、決算公告は行っていないとのことであった。決算公告は中小企業では実施していない例も多いが、会社法により定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、定款に定めた方法により、公告すべきである(会社法第444条第1項)。なお、公告の内容は貸借対照表の要旨で足りる(会社法第444条第2項)。</p>				
講じた措置の内容	<p>令和元年6月の定時株主総会終了後、すみやかに定款に定めた方法(官報に掲載)により公告しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	6 5 ページ 1	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>譲渡性預金の計上科目</p> <p>東邦銀行及び大和ネクスト銀行の譲渡性預金（25,000,000 円及び 15,000,000 円）が現金預金に含めて計上されているが、金融商品会計に関する実務指針 8 項によれば譲渡性預金は有価証券であるため預金には該当しない。このため、現金及び預金ではなく、投資有価証券として投資その他の部に計上することが適切である。</p>			
講じた措置の内容	<p>第 28 期 株式会社 福島テクノサービス決算書により対応済みです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	65 ページ 2	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	固定資産の計上区分			
	以下の資産について法人税申告書上は固定資産とされているが、会計上は資産計上せずに購入時の費用として処理されており、固定資産台帳への記録もない。税務上固定資産として取り扱われるもの（取得価額 10 万円以上かつ 1 年以上使用するもの）については会計上も固定資産として計上し、減価償却により取得価額が期間配分すべきである。			
	名 称	取 得 日	金 額 (税 抜)	
	電話機交換工事	平成 26 年 7 月 31 日	470,000 円	
	エアコン	平成 27 年 6 月 30 日	124,800 円	
	ノートパソコン FCC	平成 28 年 3 月 29 日	104,500 円	
講じた措置の内容	また、固定資産については台帳に記入し、管理 No. を明記したシールを貼り付けた上、年に 1 回程度の間隔で定期的に現物実査を行うなどにより、現物の適切な管理を行うべきである。			
	平成 30 年度の決算で減価償却処理を行い、これに準じて令和元年 7 月 31 日付で固定資産台帳を整備しました。今後も引き続き年度末に減価償却処理をしていきます。 また、令和元年 7 月 31 日付にて管理 No. を明記したシールを貼り付けました。毎年年度末に現物実査を行うこととします。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)								
報告書ページ	65ページ 3	区分	○	指摘 意見								
指摘等の内容	<p>法人名義の簿外預金</p> <p>金融機関から入手した平成30年3月末日現在の残高証明書に記載されている普通預金のうち、以下の預金口座が会計帳簿に記帳されずに簿外となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銀行名</th> <th>支店名</th> <th>口座番号</th> <th>平成30年3月末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東邦銀行</td> <td>本店営業部</td> <td>普通 3734597</td> <td>81,336 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この預金の用途は、役員の給与天引きによる懇親会のための資金の貯蓄、及びえふ・サポートからの従業員への給付金の受入口座とのことだが、法人名義の通帳である以上、法人の帳簿に記帳して管理すべきである。</p>				銀行名	支店名	口座番号	平成30年3月末残高	東邦銀行	本店営業部	普通 3734597	81,336 円
銀行名	支店名	口座番号	平成30年3月末残高									
東邦銀行	本店営業部	普通 3734597	81,336 円									
講じた措置の内容	<p>上記の口座を、えふ・サポートからの従業員への給付金を受入するのみの口座とし、帳簿に記載、管理を行っています。</p> <p>令和元年5月31日に親睦会名義新口座を開設し、えふ・サポート給付金以外の受入は、新口座で行っています。</p>											

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)
報告書ページ	66 ページ 4	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>法人税等の予定納税額の会計処理</p> <p>法人税等の予定納税の金額 751,500 円が仮払金として資産に計上され、一方で期末における法人税等の年間税額が未払法人税等として負債に計上されている。しかし、年間税額から予定納税額を控除した金額が年度末に納付する税額であるため、仮払金と未払法人税等を相殺することが適切である。</p> <p>これにより、未払法人税等の計上額が実際に納付する法人税等の金額となるが、現状では仮払金と未払法人税等が、それぞれ 751,500 円過大に計上されている。</p>			
講じた措置の内容	<p>第 28 期 株式会社 福島テクノサービス決算書により対応済みです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)																
報告書ページ	66 ページ 5	区 分	○	指摘 意見																
指摘等の内容	<p>賞与引当金</p> <p>当社は賞与引当金を計上していないが、給与規程によると賞与の支給対象期間は以下の通りであり、決算期末である 3 月末において既に対象期間が経過している部分は、発生主義に基づいて引当計上すべきである。</p> <p>平成 30 年 7 月の夏季賞与の金額は 6,103 千円であり、平成 30 年 3 月の期末賞与支給額は 2,075 千円である。この支給実績に基づき社会保険料相当額 15%を加えて算定した平成 30 年 3 月末の要引当額は、7,218 千円となる。</p> <table border="1" data-bbox="435 1218 1362 1415"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象期間</th> <th>支給月</th> <th>引当の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期賞与</td> <td>前年 10 月～3 月</td> <td>7 月</td> <td>支給見込額全額の引当計上が必要</td> </tr> <tr> <td>下期賞与</td> <td>4 月～9 月</td> <td>12 月</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>期末賞与</td> <td>前年 3 月～2 月</td> <td>3 月</td> <td>支給見込み額の 1/12 の引当計上が必要</td> </tr> </tbody> </table>				区分	対象期間	支給月	引当の要否	上期賞与	前年 10 月～3 月	7 月	支給見込額全額の引当計上が必要	下期賞与	4 月～9 月	12 月	不要	期末賞与	前年 3 月～2 月	3 月	支給見込み額の 1/12 の引当計上が必要
区分	対象期間	支給月	引当の要否																	
上期賞与	前年 10 月～3 月	7 月	支給見込額全額の引当計上が必要																	
下期賞与	4 月～9 月	12 月	不要																	
期末賞与	前年 3 月～2 月	3 月	支給見込み額の 1/12 の引当計上が必要																	
講じた措置の内容	<p>第 28 期 株式会社 福島テクノサービス決算書により対応済みです。</p>																			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (福島テクノサービス株式会社)						
報告書ページ	66 ページ 6	区 分	○	指摘						
				意見						
指摘等の内容	<p>退職給付引当金</p> <p>当社は退職給付引当金を計上していないが、将来の職員の退職金の支払に備えて、過去の勤務実績に基づいて年度末までに発生した費用は、退職給付引当金として負債に計上すべきである。</p> <p>退職金規程に基づいて平成 30 年 3 月末時点で職員が退職したと仮定した場合の自己都合要支給額は 57,917,600 円である。また、同様に 3 月末時点における中小企業退職金共済（中退共）からの給付金は 31,794,155 円である。退職給付引当金として計上すべき金額は、期末自己都合要支給額から中退共からの給付金を控除した金額であり、当該金額は 26,123,445 円である。</p> <p>財政状態を適切に開示するために、期末時点での自己都合要支給額から、中退共の給付金を控除した額について、退職給付引当金を計上すべきである。</p> <p>【平成 30 年 3 月末時点の退職金の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自己都合要支給額</th> <th>中退共からの給付金</th> <th>会社負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57,917,600 円</td> <td>31,794,155 円</td> <td>26,123,445 円</td> </tr> </tbody> </table>				自己都合要支給額	中退共からの給付金	会社負担額	57,917,600 円	31,794,155 円	26,123,445 円
	自己都合要支給額	中退共からの給付金	会社負担額							
57,917,600 円	31,794,155 円	26,123,445 円								
講じた措置の内容	<p>第 28 期 株式会社 福島テクノサービス決算書により対応済みです。</p>									

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	72 ページ 1 (1)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>取締役会の開催頻度</p> <p>取締役会が開催されるのは、年 2 回、毎年 6 月と 11 月のみであるが、会社法では 3 カ月に 1 回以上の頻度で取締役が職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない(会社法第 363 条第 2 項)。</p>			
講じた措置の内容	<p>取締役会については非常勤取締役が過半数を占めており、特に日程調整が難しく慣例により年 2 回実施していたため会社法の規定通りの開催が実施されませんでした。</p> <p>福島市包括外部監査の指摘に基づき、平成 30 年 12 月 10 日開催の取締役会から会社法の規定に従い開催しています。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	72ページ 1(2)		区分	意見
意見の内容	<p>監査役への業務執行監査権限の付与</p> <p>当社は監査役を設置しているが、非公開会社(株式の譲渡制限の定めがある会社)であることから、会社法第911条第3項に基づき、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。このため、監査役は取締役会に出席していない。</p> <p>しかし、当社は福島市が発行済株式数の80.8%を保有する市の外郭団体であり、ガバナンスの観点から現行の体制には疑問がある。監査役に取締役の業務執行を監視させるため、監査役にその権限を付与することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>監査役の権限については、上記の通り弊社定款第30条の規定により会計に関するものに限定されており、適正であると考えております。</p> <p>しかしながら、福島市包括外部監査における意見の趣旨を踏まえて平成31年3月7日開催の取締役会から出席しております。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	72 ページ 1 (3) ①	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>目的積立金の設定</p> <p>平成 29 年 3 月期の株主資本等変動計算書によると、期中に目的積立金として「拡張積立金」が 5,000,000 円計上され、平成 28 年度中に 534,703 円が取崩されている。しかし、目的積立金は特定の目的のために設定されるものであり、現在の名称ではその目的が不明確である。目的積立金はその目的が判別できるような名称を付して計上すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>拡張積立金は、今後の事業展開において社員の資格取得、研修および商品の試作等自由度の高い積立金として平成 28 年 6 月 23 日開催の第 39 回定時株主総会議案第 2 号利益剰余金処分案承認の件の承認可決により積み立てを行いました。</p> <p>福島市包括外部監査の指摘に基づき、令和元年 6 月 24 日に開催した第 42 回定時株主総会議案第 2 号利益剰余金処分案承認の件の承認可決により、拡張積立金全額を取崩し新たに社員の教育、ホームページ等情報関係の整備を目的とした教育情報積立金を積立しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	72 ページ 1 (3) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>目的積立金の取崩～その 1</p> <p>平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの損益計算書には、目的積立金の取崩額が特別利益に計上されている。目的積立金の取崩を損益計算書に利益として計上することは誤った処理であり、これは株主資本等変動計算書に計上すべきものである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>決算報告書作成上、損益の平準化を計るため、以前までは目的積立金の取り崩しを損益計算書に利益として計上していました。</p> <p>福島市包括外部監査の指摘に基づき、平成 30 年度決算(平成 31 年 3 月期) から適正な表示方法で対応しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	73ページ 1(3)③	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>目的積立金の取崩～その2</p> <p>目的積立金の取崩は取締役会決議に基づいて行う必要があるが、平成29年3月期における施設整備積立金及び拡張積立金の取崩額は取締役会決議と異なっており、会社法の規定に従っていない。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>平成28年11月29日開催の取締役会議案第2号として施設整備積立金取崩、議案第4号として拡張積立金取崩の承認可決により執行しましたが、執行額に差異が生じました。本来であれば、平成29年3月7日開催の取締役会に諮るべきところではありますが漏れてしまいました。以後、目的積立金の目的取り崩しについては、福島市包括外部監査の指摘に基づき、平成30年10月以降開催の取締役会から会社法の規定通り実施しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	73ページ 1(4)	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>定時株主総会での決議事項</p> <p>毎年6月に開催される定時株主総会において、その年度の事業計画案及び予算案が承認されているが、事業計画や予算の承認は既に取締役会で承認されている。定時株主総会での決議事項は、計算関係書類の承認や剰余金の処分、役員を選任など会社法に定められており、事業計画や予算案は業務の執行を担う取締役会で承認されれば足り、株主総会決議は不要である。</p>			
講じた措置の内容	<p>慣例により定時株主総会において、事業計画案及び予算案が承認されていました。</p> <p>福島市包括外部監査の意見に基づき、平成31年3月7日開催の取締役会承認とし、令和元年6月24日に開催した第42回定時株主総会決議から不要としました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	73 ページ 1 (6)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>監査役の監査報告の実施時期</p> <p>毎年 6 月に開催される決算時の取締役会議事録によると、監査役は出席しておらず、監査役による計算関係書類の監査結果報告が行われていない。その後開催される定時株主総会の議事録には、監査役が監査結果を報告した旨の記載がある。</p> <p>株主総会に提出される計算関係書類は取締役会で承認されたものである必要があり、さらに、当該書類の承認は、監査役の監査を受けた後に取締役会での承認を受けなければならない。しかし、平成 28 年度及び 29 年度の直近 2 期間の監査役監査報告書の日付は、決算承認が行われた取締役会の開催日後となっており、会社法の規定に従った手続が行われていない(会社法 436 条第 3 項)。</p>			
講じた措置の内容	<p>慣例により、取締役会後、定時株主総会前に実施していました。</p> <p>福島市包括外部監査の指摘に基づき、会社法の規定通り平成 30 年度決算(平成 31 年 3 月期)承認取締役会前に実施しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	74 ページ 2 (2)	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>貸借対照表の区分</p> <p>当社の事業所は、中央事業所、飯坂事業所、西事業所の 3 事業所であり、会計処理は貸借対照表を含めて 3 事業所に区分されている。しかし、会計処理は損益計算のみ部門別計算（各事業所毎の区分計上）を行うことで足りるので、貸借対照表を区分計算することの必要性は乏しい。</p> <p>換言すれば、部門別管理は損益計算さえ行えば十分であると考えている。会計処理の効率化のために、前述の資金管理の総務企画課集中とともに、貸借対照表の区分取りやめを検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社は合併等により 3 事業所に区分した会計処理を行ってきました。福島市包括外部監査の意見を取り入れ、平成 30 年度決算（平成 31 年 3 月期）から貸借対照表については 3 事業所一本で対応しました。</p> <p>なお、平成 31 年 4 月 1 日より会計システムの F X 4 クラウドの本格運用により、貸借対照表の部門別による区分処理を取りやめ、損益計算書のみ部門別管理することへ変更しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	75ページ 3	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>IT 管理責任者</p> <p>現状では IT 管理責任者は、飯坂事業所所長補佐 1 名とのことである。 しかし、IT の重要性に鑑みて、担当者の病欠や緊急時の対応を可能にすること、及び内部牽制の観点から、責任者及び担当者の 2 名以上の体制にすることが望ましい。なお、増員が難しいのであれば、専担者ではなく他の業務との兼務とすることも考えられる。</p>			
講じた措置の内容	<p>IT 管理責任者については、社内で第二種情報処理技術者資格を取得している者を管理者としていましたが、福島市包括外部監査の意見により社員の中から新たな資格取得者を令和元年 7 月開催の社内会議において選定しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	75 ページ 1	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>駐車場料金の過入金額の処理</p> <p>大金庫内の現金保管額 32,884 円が簿外処理となっている。内容は駐車場利用者の平成 30 年 8 月 31 日～9 月 1 日の過入金額（釣銭不足で釣銭の支払いができなかったもの）1,010 円及び同様の取引の過去の積み上げ額 31,874 円とのことである。</p> <p>釣銭の支払い不能額については顧客自身が後日レシートを持参して請求を行った時には支払いに応じているとのことだが、過入金額の日付別の記録等は保持していないとのことである。過入金額については預り金として計上し、一定期間請求の無いものについては責任者決裁の上、雑収入等の営業外の科目で処理すると共に、記録簿を作成することで後日返金請求があった際に対応できるようにしておくべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>慣例により、釣銭の支払不能額については顧客自身が後日レシートを持参して請求を行った時には支払に応じ、その都度駐車場収入として売り上げに計上していました。</p> <p>監査時において指摘を受けた大金庫内の現金については平成 30 年度決算（平成 31 年 3 月期）までに雑収入として処理しました。</p> <p>平成 31 年 4 月分からについては会計上も預かり金勘定の補助簿で管理を開始し、1 ヶ月を目途に請求のないものについては所長決裁の上、雑収入として処理します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	76ページ 3	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>金庫内に保管されている旧会社の株券</p> <p>往査当日の実査の結果、金庫内に過去に当社が吸収合併した際の消滅会社である株式会社福島市公共サービスの株券が600株保管されていた。現在効力のない株券については破棄することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>平成14年4月1日の株式会社福島市公共サービス吸収合併時から過去の事例としての問い合わせに対応するため保管していました。</p> <p>福島市包括外部監査の意見に基づき、平成30年9月28日に廃棄しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	76ページ 4	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>駐車場管理業務の消耗品の棚卸</p> <p>平成30年3月末において、駐車場管理業務関係の消耗品973,740円が貯蔵品として計上されているが、期末に実数のカウントを行っておらず、仕入の記録から利用者数のデータによる理論使用数量を控除した残数に基づいて棚卸金額を算定している。</p> <p>適切な資産管理を行うためには、期末棚卸高については実数のカウントによる実地棚卸を行うべきである。</p> <p>なお、領収書発行用のロール紙等は、機械内に設置したものは使用済みとして、未設置の未使用品のみ棚卸カウントの対象とすること等で、実地棚卸の実効性が高まるものとする。</p>			
講じた措置の内容	<p>慣例として駐車場管理業務関係の消耗品については帳簿棚卸で行っていましたが、福島市包括外部監査の指摘に基づき、平成30年度決算（平成31年3月期）の際に帳簿棚卸と実地棚卸を実施しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	77 ページ 6	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>固定資産の計上</p> <p>法人税申告書上は固定資産とされているが、会計上は資産計上せずに購入時に費用処理されている車両及び備品がある。税務上固定資産として取り扱われるものは会計上も固定資産として計上し、減価償却により取得価額を期間配分すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>管理運営上必要な器具備品、車両運搬具であったため管理諸費の一環と理解し購入時の経費として処理していました。ただし、課税所得の計算上は適正に処理をしていました。</p> <p>福島市包括外部監査の指摘により器具備品、車両運搬具を平成 30 年度決算(平成 31 年 3 月期)において減価償却超過額分を固定資産へ計上し直し、法定耐用年数により計算された限度額を減価償却費として費用処理しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)								
報告書ページ	77 ページ 7	区 分	○	指摘								
				意見								
指摘等の内容	<p>社会保険料未払金の計上不足</p> <p>平成 30 年 3 月末の社会保険料の未払計上額は、総務企画課・西事業所・飯坂事業所を合わせて 5,438,697 円である。しかし、期末現在未納である保険料は 2・3 月の 2 ヶ月分であり、保険料納入告知書によると、以下の通り 6,722,566 円である。このため、平成 30 年 3 月末においては、差額の 1,283,869 円が未払金計上不足である。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保険料対象月</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 2 月分</td> <td style="text-align: right;">3,388,168</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 3 月分</td> <td style="text-align: right;">3,334,398</td> </tr> <tr> <td>未納額計</td> <td style="text-align: right;">6,722,566</td> </tr> </tbody> </table>				保険料対象月	金額	平成 30 年 2 月分	3,388,168	平成 30 年 3 月分	3,334,398	未納額計	6,722,566
保険料対象月	金額											
平成 30 年 2 月分	3,388,168											
平成 30 年 3 月分	3,334,398											
未納額計	6,722,566											
講じた措置の内容	<p>平成 30 年 2 月、3 月の社会保険料の一部において、指摘の通り計上漏れでありましたが、平成 30 年度決算 (平成 31 年 3 月期) においては、保険料納入告知書を確認し適正額を未払計上しました。</p> <p>なお、給与計算については社会保険料の未払計上も含め平成 31 年 4 月 1 日より総務企画課で一元管理しました。</p>											

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に (要約) と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	78 ページ 8	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>未払法人税等の不明残高</p> <p>平成 30 年 3 月末の貸借対照表に計上されている未払法人税等のうち、3,558,632 円については残高の根拠が把握されておらず、支払予定は無いとのことである。継続記録を遡り、あるべき会計処理を特定した上で債務残高を減額修正すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 30 年 3 月末日の未払い法人税等の残高は、過年度の決算時における概算計上の名残であり、平成 30 年度決算（平成 31 年 3 月期）においては全額戻し入れを行い、確定債務のみを計上しています。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	78ページ 10	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>賞与引当金の計上</p> <p>給与規定において夏季賞与の支給対象期間は12月2日～6月1日となっていることから、発生主義に基づき決算期末である3月末において4ヶ月相当を賞与引当金として計上すべきである。</p> <p>平成30年6月の夏季賞与の金額に基づき、3月末までに対応する金額を算定したところ、期末において10,983千円(社会保険料に係る法定福利費約15%を含む)の賞与引当金の計上が必要である。</p>			
講じた措置の内容	<p>賞与引当金については現在損金性が認められておらず、税法的な観点から計上していませんでした。</p> <p>今回、福島市包括外部監査の指摘により平成30年度決算(平成31年3月期)において見積額を計算し、必要額8,947千円を賞与引当金として計上しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	78 ページ 11	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>退職給付引当金の計上不足</p> <p>退職給付引当金は、将来の従業員の退職金支出に備えて、過去の勤務実績に応じて、年度末までに発生した費用を計上することを目的として、負債に計上するものである。</p> <p>当社の従業員退職金制度の一部は、退職金共済機構への掛金積立による外部拠出金からの支払により充当される。このため、従業員の期末の自己都合による退職金要支給額から、退職金共済機構からの給付額を控除した残額を引当計上している。平成 30 年 3 月末では、退職給付引当金として 32,849,335 円が計上されている。</p> <p>平成 30 年 3 月末で従業員の退職金の期末自己都合要支給額は 135,581,755 円であり、退職金共済機構への掛金積立に基づく給付額は 78,287,887 円（中退共 47,643,657 円 特退共 30,644,230 円）となっている。期末自己都合要支給額からこの退職金共済機構からの給付額を控除した金額が要引当額であり、57,293,868 円となる。したがって、当社の退職給付引当金計上額は、24,444,533 円計上不足である。</p>			
講じた措置の内容	<p>昨年度までは利益処分により退職給付引当金に代えて、別途積立金により積み立てていました。また、その資金については退職給与引当保険積立金勘定により確保しています。しかし、福島市包括外部監査の指摘のとおり平成 30 年度決算（平成 31 年 3 月期）において期末自己都合要支給額を算定し、退職金共済の支給額を差し引いた金額から算出した不足額 33,725 千円を退職給付引当金勘定に繰り入れ、計上不足を解消しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	79ページ 12		区分	意見
意見の内容	<p>保険積立金の積立額</p> <p>前述の退職金共済機構への掛金積立はいわゆる外部拠出金であり、会社の貸借対照表には計上されていないため、退職給付引当金の計算に当たって、自己都合要支給額から控除される。一方、会社は従業員の退職時の退職一時金の支払資金を確保するため、従業員を被保険者として、契約者及び保険金受取人を会社とした積立式の生命保険に加入している。これはいわば内部拠出金であり、会社の資産として貸借対照表に計上されている。</p> <p>この保険の契約内容を確認した結果、保険金の受取人が会社かつ年金型で分割支給される条件のものが含まれていることが判明した。当社の説明では、退職金支出に備えてより多くの運用益が見込まれる金融資産を選択したとのことである。しかし、年金型で分割支給される契約条件の保険は、一時金として支払われる退職金の資金を確保するための資産としては適格でない。このため、今後の資産の運用に当たって保険内容を十分に検討することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>ご意見については十分理解しています。現在契約している商品については利回り等を考慮し、2021年12月27日の契約期間満了まで継続する予定です。</p> <p>ただし、今後意見内容を反映した資産運用を検討します。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター)
報告書ページ	84 ページ 1	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>中長期の経営計画の策定</p> <p>当法人では年間予算は策定されているが、3～5 年の中長期の経営計画は策定されていない。直前 2 期間の決算数値を見ると、平成 28 年度以後は事業費の中の利用補助費が 20 百万円程度となり、それ以前の年度に比して 6～7 百万円増加しており、結果として正味財産計算書の当期経常増減額が平成 28 年度は 1,085 千円、平成 29 年度は△1,866 千円と悪化している。平成 29 年度末の純資産額は 115,172 千円であり、このうち基本財産充当額 50,000 千を除く正味財産は 65,172 千円であることから、正味財産が安定的に維持可能な事業運営のためには、中長期の経営計画を策定することが必要と考える。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>今般、平成 31 年 3 月 29 日付で、一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター中期計画（2019 年度～2023 年度）を策定いたしました。</p> <p>今後、理事や評議員より意見をいただきながら、この計画に沿った適正な経営計画を図って参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター)
報告書ページ	84ページ 2(1)	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>定時評議員会の決議事項</p> <p>毎年5月中旬開催の理事会において、評議員会の議案についての承認を得ているが、その際、決議事項として事業報告書の承認があげられている。しかし、評議員会での承認を要する計算書類は貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書であり、事業報告書は報告事項として取り扱うべきものであるため、決議事項に含める必要はない(定款第8条第1項、第14条(5))。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年5月27日開催の定時評議員会より、承認を要する計算書類は貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書とし、事業報告書は報告事項として取り扱いをいたしました。</p> <p>今後は、一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター定款に沿った適正な運営に努めて参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター)
報告書ページ	85ページ 2(2)	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>監事の任期</p> <p>平成27年4月1日及び4月20日に選任された2名の監事は、いずれも前任者の監事が任期途中で辞任したことにより選任された後任監事である。平成27年5月28日に開催の評議員会の議案第10号において、この2名の監事は任期満了により退任したものとして、再度重任の決議承認を受けている。定款第23条第3項の定めにより、後任監事の任期は前任者の任期満了で終了するが、監事の任期は定款第23条第2項により「選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とされている。前任の監事2名はいずれも平成24年4月1日に選任されているため、定款の定めによると、後任監事の任期満了は平成28年3月決算にかかる定時社員総会の日であり、任期満了時期を平成27年5月とした当法人の判断は誤りである。</p> <p>なお、平成27年4月に選任された2名の監事は、いずれも任期満了前に退任したため、現状では問題は解消しているが、次期改選の際には任期満了時期に十分留意すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>現状では問題は解消していますが、次期改選の際には任期満了時期に十分留意し、一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター定款に沿った適正な運営に努めて参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (一般財団法人福島市中小 企業福祉サービスセンター)
報告書ページ	85 ページ 2	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>自動継続定期預金証書の更新</p> <p>定期預金証書の実査を行ったところ、平成 30 年 3 月中に満期日を迎える東北労働金庫福島支店の自動継続定期預金証書のうち、証書書替未了のものが 7 口座、預入総額 23,800,000 円ある。自動継続の定期預金についても満期の都度適時証書を更新し、契約内容等を常に最新の情報で確認できるようにしておくことが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>定期預金証書を記帳更新いたしました。</p> <p>今後は、契約内容等を常に最新の情報で確認できるよう、各口座の満期日に留意し、適正に対処して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	財務部 商工観光部	管財課 企業立地課 (福島地方土地開発公社)
報告書ページ	106 ページ 4	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>福島地方土地開発公社（福島市事務所）の公有用地及び完成土地等への今後の対応</p> <p>公社が保有する土地の 10 年以上保有額は平成 29 年 3 月末で 9,320 百万円であり、全国の市区町村土地開発公社でワースト 6 位である。</p> <p>また、第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画においても、平成 32 年度末残高として残る公有用地 3,284 百万円及び完成土地等 3,900 百万円は、監査人の見方では市の事業用地として利用される可能性や、民間への売却が困難と思われる物件が多い。</p> <p>公社の借入金約 80 億円の金利に対して、市からの補助金が平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年総額で 3 億円、毎年平均 6 千万円以上支出されていることから、土地の買戻しを早期に実施し、事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>福島地方土地開発公社が長期にわたって保有している土地に対する金利負担を軽減し経営健全化を図るため、福島市では同公社（福島市事務所）経営健全化計画を策定し、懸案事業の解消と計画的な土地の利活用により、簿価の縮減を図ってきました。</p> <p>平成 13 年度からの 10 か年を計画期間とする第一期計画及び平成 23 年度からの 7 か年を計画期間とする第二期計画においては、事業用地として活用するため、各事業の進捗状況や財政状況に応じ計画的に土地の買戻しを行ってきました。</p> <p>平成 30 年度からの 8 か年を計画期間とする第三期計画は、先行取得してから 5 年以上経過し事業化が困難な用地を対象としており、大変厳しい目標を掲げて早期の処分に取り組むこととしたところであります。</p> <p>そのため、計画的な買戻しを進めるとともに、庁内各部署との連携を図りながら他の事業への利活用や民間売却を行うことによる早期解決を目指して、最大限努めていく方針です。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課 (福島地方土地開発 公社)
報告書ページ	1 1 2 ページ 2 (1)		区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>未払金と未払費用の区分</p> <p>金利の未払額が未払金として計上されているが、これは未払費用に計上することが適切である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年 5 月に調製した平成 30 年度決算において、福島市土地開発基金に対する未払利息を未払費用に計上するよう処理したところです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課 (福島地方土地開発 公社)
報告書ページ	1 1 2 ページ 2 (2)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>支払利息の計上不足</p> <p>後払いの借入金利息について、平成 30 年 3 月 31 日までの経過利息が負債及び費用に計上されていない。年度末における未払額は未払費用に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年 5 月に調製した平成 30 年度決算において、一般国道 13 号福島西道路 (Ⅱ期) 用地に係る借入金に対する経過利息を未払費用に計上するよう処理したところです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課 (福島地方土地開発 公社)
報告書ページ	1 1 2 ページ 3	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>借入金の長短区分</p> <p>借入金が全額長期借入金として固定負債に計上されているが、平成 30 年 3 月末時点で 1 年内返済予定の長期借入金は、流動負債に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年 5 月に調製した平成 30 年度決算において、借入金の区分を見直したところです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	財務部	財政課
報告書ページ	127ページ (1)	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金要綱の見直し</p> <p>福島市上水道事業補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）第2条に、補助の対象及び補助金額の定めがあるが、(1)上水道事業経営費等補助金のうち、以下の2つの補助金は平成29年度の実績が無く、内容からすると補助事業として今後も発生する可能性は無いものと思われる。要綱は毎年見直しが行われていることから、既に対象事業が完了しているものについては見直すべきである。</p> <p>①公害を防ぐため整備した脱臭装置（昭和46～48年度及び52～54年度に整備したものに限る。）及び汚泥処理施設（昭和51～53年度に整備したものに限る。）に係る資本費に対する補助金 補助額 減価償却費及び支払利息の額の2分の1以内の額</p> <p>⑧弁天山配水池耐震化更新事業（平成25～27年度に整備したものに係る）に係る事業費に係る事業費に対する補助金 補助額 耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。）に係る事業費の4分の1以内の額</p>			
講じた措置の内容	<p>平成31年4月1日付けで要綱を改正し、指摘を受けた2事業については削除しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課
報告書ページ	128ページ (1) ①		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>県補助金の確認</p> <p>補助金の計算に当たり福島県小規模事業経営支援事業補助金はその計算基礎となるため、収支決算書に記載された県補助金が該当事業に対する補助金額であるかについて補助金の交付決定通知書等の証憑により確認することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>補助金の交付決定にあたっては、要綱の定めに従い前々年の収支決算書の確認により行っていました。</p> <p>平成29年度補助に関しては、福島県小規模事業経営支援事業補助金決定通知書を確認しました。</p> <p>令和元年度より、福島県小規模事業経営支援事業補助金決定通知書の写しの提出を要綱に定め、確実な確認を行うこととしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課
報告書ページ	129ページ (1)②		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助対象経費の確認</p> <p>要綱第2条の補助対象経費は、福島商工会議所が作成した「中小企業相談所特別会計」の収支予算書に記載された経費総額という考え方に基づいており、予算書に記載された支出項目が補助対象に合致した支出であることの検討が行われていない。前期比で著しい増減のある費目や個別の事業費の内容については、増減の発生原因や支出内容の補助対象としての妥当性を確認することが望ましい。</p> <p>また、現状では補助対象経費の妥当性の検証は予算実績比較しか行われていないが、前期比で増加した項目や委託費等の項目については個別に交付の明細を確認した上で、補助対象経費として妥当なものであるかどうか確認することが、補助金の有効性や効率性の観点から重要である。予算書と決算数値の比較だけでなく、交付項目の個別の内容まで踏み込んだ補助対象経費の妥当性の検証を行うことにより、補助対象経費の削減指導も行っていくことが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>補助対象経費の確認にあたっては、収支予算書合計額により判断を行っていました。</p> <p>当該年度においては、各支出項目の内容を聞き取りにより確認し、補助対象外経費が含まれていないことを確認しました。</p> <p>令和元年度以降においても、予算書に記載された支出項目が補助対象に合致した支出であることや前期比で著しい増減のある費目や個別の事業費の内容については、増減の発生原因や支出内容の補助対象としての妥当性をヒアリングにより確認することとし、解消経費の削減指導も行っていくこととします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課
報告書ページ	129ページ (2)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>財産の処分制限の確認</p> <p>要綱第6条に補助事業に係る財産の処分の制限に関する定めがあり、この規定によると、取得価格が50万円をこえるものについては、処分制限期間が5年と設定されている。福島商工会議所の平成29年度中小企業相談所特別会計収支決算書に記載された交付の費用項目と交付額からすると、50万円以上の財産は取得していないものと思われる。しかし、他の年度を含めて、該当する資産の取得及び処分の有無が確認されていない。</p> <p>要綱第6条及び福島市補助金等の交付等に関する規則第20条の定めでは、補助事業により取得した財産の補助金等交付目的に反する使用、譲渡、交換などを禁止しているのみで、特に報告義務等を課してはいない。また、市側での調査等に係る定めも特にない。しかしながら、要綱等で処分制限がある以上、毎年度、該当資産の取得及び処分の有無について確認することが望ましい。</p> <p>補助事業者からは毎年度、該当する資産取得の有無を市に報告することを要綱に明記し、必要に応じて対象資産の取得・処分に関する証憑を確認することが、実務上の対応として考えられる。</p>			
講じた措置の内容	<p>財産の取得については、決算書上の項目により取得の有無を判断していました。</p> <p>当該年度においては、聞き取りにより取得していないことを確認しました。</p> <p>令和元年度から、要綱に財産取得・処分しようとする場合においては、あらかじめ市長に報告することを定め、必要に応じて証憑により確認を行うこととしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部		商業労政課
報告書ページ	1 3 1 ページ (1)		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>工事に係る補助事業等実績報告書等の提出期日</p> <p>要綱によると補助事業の完了時には、補助事業等実績報告書に加え、工事写真や工事代金支払証明書（領収書等）の提出を求めており、その提出期限は、事業の完了した日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とされている。しかし、本事業に係る工事代金の支払は7月10日にずれ込んでおり、要綱の要件を満たしていない。本事業のように特殊事情により支払や工事完了時期がずれ込む場合、実質的に3月末日までに事業が完了していることが確認できるのであれば、柔軟に補助金の実績報告ができるように、要綱の定めを再検討すべきと考える。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>本件は、平成30年3月5日付けで工事完了を確認、同日実績報告書提出により、額の確定を行ったものです。要綱において実績報告書への添付を求めていた工事代金支払証明書（領収書等）が補助事業者総会後の7月10日付けとなっているものです。これは総会において組合員負担の同意を得る必要があったためです。</p> <p>本補助事業は、平成29年度で終了しているが、今後同様な補助事業の場合においては、実績報告書は収支決算の見込みによる資料により確認することとし、総会や理事会の終了後に、確定した決算書と証憑により確認し、実績報告の際に受領した収支決算書との相違がないか確認することとします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課
報告書ページ	133ページ (1)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助金等交付申請書並びに添付書類の提出期日</p> <p>本助成金の申請は、補助金等交付申請書及び添付書類を、市長が定める期間内に行わなければならないとされている。</p> <p>この「市長の定める日」は、操業開始日の1年後を目処に、対象企業に申請の有無を確認しているが、書面等で申請期日を明示していない。</p> <p>補助金交付に係る手続の透明性を確保するため、申請の要件である申請書類の提出期日については文書により通知することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>これまで補助対象企業に対して口頭で行っていた申請書類の提出期限の通知を、令和元年度申請分から文書による通知に変更しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課
報告書ページ	1 3 4 ページ (1)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金支給に係る要綱</p> <p>土地開発公社借入金利子補給事業費は、他の補助金と異なり、条例や要綱の定めがない。</p> <p>福島市補助金等の交付等に関する規則及び第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画が根拠となっているが、その金額の算定方法や交付の方法などが市民を含めた第三者からもわかるように、明文規定を置くべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>「福島地方土地開発公社に対する補助金の交付等に関する要綱」を策定し、平成 31 年 3 月 1 日付で施行しました。</p> <p>平成 30 年度分の利子補給事業は同要綱に基づき執行しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	企業立地課
報告書ページ	134ページ (2)	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の確認</p> <p>土地開発公社に関して、3月中に予定損益計算書の提出を受けているが、収支決算書が提出されていない。</p> <p>事後的に確定した決算書を入手し、予定損益計算書と比較して大幅な変動等がないことを確認することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>「補助金交付事務の基本事項」(令和元年5月28日付け 市財政課発出)に基づき、事後的に入手した対象法人の決算書を確認して、実績報告書との相違がないかチェックするよう事務手順を見直しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	農政部		農業振興課
報告書ページ	1 3 9 ページ (1)	区 分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>補助事業完了時の提出書類</p> <p>福島市農業振興事業事務取扱要領によると、補助事業等実績報告書の添付書類として出来高設計書及び図面、工事写真などの提出を求めているが、現状では工事を含む補助事業がないため、提出を求めているとのことである。同要領の定めは当補助金の対象事業の内容と整合していないため、対象事業の内容に整合するように、同要領の規定を改定することが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>現状の福島市農業振興事業事務取扱要領の定めにおいて、工事を含まない事業においても、補助事業等実績報告書の添付書類として出来高設計書及び図面、工事写真などの提出を求めています。</p> <p>工事を含む補助事業を行うことは今後考えられることから、福島市農業振興事業事務取扱要領の実績報告欄に文言を追加し、補助事業等実績報告書の添付書類は、工事の場合のみ出来高設計書及び図面、工事写真などの提出を求めるとしました。</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日より福島市農業振興事業事務取扱要領を改正しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	健康福祉部	地域福祉課
報告書ページ	1 4 2 ページ (1)	区 分	○	指摘
指摘等の内容	<p>補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合</p> <p>腰の浜会館の館長の人件費の一部に対して補助金を支出しているが、要綱では協議会に関する人件費は対象とされているが、腰の浜会館の館長の人件費は含まれていない。したがって、当該補助金支出は要綱の規定に準拠していない。補助金は要綱に従って算定・支出すべきであり、特定の人件費等を補助対象に加えるのであれば要綱を改定すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>ご指摘があった内容については、平成 3 1 年度から新たに始まる指定管理者制度において、腰の浜会館の館長の人件費はすべて指定管理料の算定に含めて支出することとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	健康福祉部	地域福祉課
報告書ページ	1 4 3 ページ (2)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>申請期日超過</p> <p>要綱第 3 条において、補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の 4 月 10 日までとなっている。しかし、平成 29 年度の補助金交付申請書の提出日は 4 月 13 日（受領日も同日）であった。</p> <p>要綱に定められた期限を超過して申請が出された場合は補助金申請を受理できないことになるため、要綱の定めに従って補助金申請日を厳守すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 2 9 年度の補助金交付申請書の提出日が、要綱の定められた期限を超過していたにもかかわらず、補助金の交付を行っていましたが、ご指摘があったとおり補助金交付要綱に従い、平成 3 0 年度からは期限内の申請を徹底することとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	健康福祉部	保健所総務課
報告書ページ	1 4 6 ページ (1)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>公的病院等の補助金の算定基準</p> <p>公的病院等に対する現状の補助金の算定方法は、病床保有数のみを基準としており稼働状況を加味していない。この結果、平成29年度の補助金の実績では、救急搬送患者の実際の受入者数が最も少ない病院に対する補助金が最大となっている。これは当補助金の趣旨に合致しない面があり、補助金の有効性の観点から補助金の算定基準を改定すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>これまで公的病院における特別交付税の算定基準により算定してきましたが、ご指摘があったとおり、実際の受入実績と補助額とのバランスの是正を図る観点から、輪番時間帯における搬送受入れ実績により算定するよう制度の見直しを図りました。</p> <p>見直しにあたっては、1 搬送あたりの単価は病院へ調査した結果等をもとに不採算な輪番当番日の受入れに要する人件費不足分 32,000 円とし、これに搬送受入れ実績数を乗じたものを補助額としました。</p> <p>なお、平成 31 年 4 月 1 日付けで「福島市救急告示病院運営費補助金の交付等に関する要綱」については改定済みです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	健康福祉部	保健所総務課
報告書ページ	1 4 7 ページ (2)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>私的病院の補助金の算定基準</p> <p>私的病院の補助金算定方法は、上期の救急搬送受入傷病者数を2.05 倍することになっているが、これはあくまで仮定であるため、救急搬送受入傷病者数の年間実績が上期の2.05 倍の人数と大きく乖離する場合は、実績に基づいて補助金額を増減することができるようにすべきである。</p> <p>(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>これまで私的病院における特別交付税の算定基準（前年度の上半期実績に搬送見込みとして 2.05 を乗じた額を補助金額とする）により算定してきたところではありますが、ご指摘があったとおり実際の受入れ実績に基づいた補助金を交付するよう制度の見直しを図りました。</p> <p>見直しにあたっては、公的病院との公平性を図ることから交付基準を同一としました。</p> <p>なお、平成 31 年 4 月 1 日付けで「福島市救急告示病院運営費補助金の交付等に関する要綱」については改定済みです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	1 5 3 ページ (1)		区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助金交付申請書の提出期日</p> <p>要綱において補助金交付申請書の提出日は市長が定める期日とされているが、特段明確な期日が定められていないため、補助金の支給に遅延が生じないように、事務手続遂行上の申請期日を明確にすることが望ましい。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 3 1 年 4 月 1 日付けで要綱を改正し、補助金の交付申請書の提出期限を 5 月末日と決めました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	153ページ (2)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の提出期日</p> <p>補助金交付申請時と同様、補助事業等実績報告書等の書類も提出期日が明確に設定されていないため、書類の提出期日は明確にすることが望ましい。なお、実績報告の日付は3月31日だが、3月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3月末日時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改正することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>平成31年4月1日付けで要綱を改正し、事業遂行の報告書の提出期限を3月末日と決めました。</p> <p>なお、3月末日時点では見込み額での報告も可とし、その場合は実績が確定次第改めて報告を受け、見込み額との差を調整することとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	都市政策部	開発建築指導課
報告書ページ	1 5 7 ページ (2)		区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>業務完了の確認</p> <p>本事業については、実績報告において設計業務の完了を示す書類の添付が無いため、事業完了日を厳密には判断できないが、業務の完了日を明確にするため、実績報告書の添付書類として、事業完了の日付を証明する資料（業務完了報告書、納品書等）の添付を求めることが望ましい。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 2 9 年度までは設計者から事業者への請求書の日付を事業完了日としていましたが、平成 3 0 年度からは実績報告書の添付書類として委託業務完了届の提出を求め、事業完了の日付を明確にしています。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	文化振興課
報告書ページ	1 6 4 ページ (2)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>指令書の記載事項</p> <p>事業者へ通知した指令書を確認したところ、要綱に明記されている指令書の記載事項の一部の記載が漏れていた。要綱の定めに従って、指令書への記載を漏れなく行うべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘事項となった記載事項を追記し平成 3 1 年度 (令和元年度) の指令書を作成しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に (要約) と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
報告書ページ	1 6 6 ページ (1)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>事業の執行状況等の報告</p> <p>要綱において期中における事業の執行状況等の報告が求められているが、実際には期中の執行状況報告書を入手していないことが判明した。要綱に従い、期中の事業執行状況等を確認すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>1 会計年度の 4 月から 1 0 月までの執行状況及び 1 1 月から 3 月までの執行見込を市長が定める期日までに市長へ報告しなければならないという要綱第 7 条の規定について、市及び公益財団法人福島市スポーツ振興公社の職員双方の認識が不十分であったため、結果的に報告書の市への提出、市としての報告書の入手が漏れてしまっていました。</p> <p>今後の取り扱いについては、要綱の内容を十分に理解し、市及び公社双方とも職員に徹底し、遺漏のないよう努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。